市町村議会で議決した意見書（平成27年６月～8月議決分）

平成27年8月17日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	奥　州　市	「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の撤回又は廃案とすることを求める意見書	H27.6.23	1
2	奥　州　市	農協法改定をはじめとした「農業改革」に関する意見書	H27.6.23	2
3	金 ケ 崎 町	地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書	H27.6.10	3
4	金 ケ 崎 町	岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書	H27.6.10	4
5	金 ケ 崎 町	農業・農協改革に関する意見書	H27.6.10	5
6	九　戸　村	国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃案を求める意見書	H27.7.14	6

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>奥　州　市</td><td>【議決年月日】平成 27 年６月 23 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣
【件　　　名】「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の撤回又は廃案とすることを求める意見書

政府は昨年７月１日の臨時閣議で集団的自衛権の行使容認を決定し、これに基づき「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を国会に提出しました。
戦後 70 年を迎え、国際社会や国際情勢の変化とともに、自衛隊のＰＫＯ参加など、我が国に求められる国際貢献のあり方も変わってきているとはいえ、「憲法は政府の行為を拘束する最高法規」であり、国民的議論を経ずに憲法の解釈変更による対応を容認することはできません。
今国会に提出されている「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」は国民の認知度が低く、とても国民的議論のうえで提案されてきたと思えません。政府には、平和的安全関連法整備を急ぐことなく、国民的議論のうえで法整備を行うよう、また本法整備が国のあり方の変更を伴う重要事項ととらえ、小手先の対応ではなく真剣に取り組むよう、以下のとおり要望します。
記
１　国民的議論なきままに提出された「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を撤回又は廃案とすること。
２　平和安全関連法の整備は、わが国の安全保障にかかわる重要事項ととらえ、国民の意見を真摯な態度でくみ取り、充分な議論を尽くしたうえで提出し決定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。</td></tr>
</table>

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 27 年６月 23 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協法改定をはじめとした「農業改革」に関する意見書 2014 年６月の「規制改革会議答申」を受けて進められている「農業改革」の名による農協・農業委員会などの改革は、地域農業や農協のあり方にとどまらず、国民の食料や地域の将来、そして協同組合そのものの在り方に関わる重大な問題と考えます。 この「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にする」という成長戦略の一環として、競争原理がなじまないとされてきた医療・健康分野と並んで、農業を企業の自由競争の場に開放する政策の一環として進められているもので、その障害となる農地法や農協、農業委員会を「岩盤規制」と称して、事実上の解体を目指すものになっています。 ＴＰＰを前提とした「農政改革」では、農政から家族農業経営を追い出す方向が打ち出されており、地域農業と地域の暮らし、そして協同組合を破壊することになってしまいます。ＩＣＡ（国際協同組合同盟）も協同組合原則を侵害するものとして厳しく批判しています。また、各地の農協組合長など農業・農協関係者からも批判や懸念の声が上がっています。 私たちは、安全・安心な食料を生産する家族農業経営を育て、食料自給率を向上させる政策、そして地域農業と家族農業経営、地域の暮らしを支える農協を発展させてこそ、地域と地域経済を活性化する道だと考えます。 以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。 記 １　農政改革にあたっては、国連も推奨している家族農業経営も担い手に位置づけ、食料自給率の向上をめざすものとすること。一般企業の農地取得に道を開く農地法改定や農業委員会の公選制廃止などを止めること。 ２　協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制は止めること。 以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成27年６月10日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書 地方自治体が行っている医療費助成制度について、その給付方法の一つである現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済む方法です。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であるため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、一方の給付方法である償還払いの際に必要となる医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還払いに係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要です。 しかし現物給付を導入すれば、ペナルティとして国民健康保険に係る国からの国庫負担金が削減されてしまいます。なぜ国は、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すのでしょうか。そもそも国民の健康を守ることは、日本国憲法第25条で規定されるように国の責務ではないでしょうか。 以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう求めます。 記 １　国は、地方自治体の医療費助成制度で現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめて下さい。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成27年６月10日 【提　出　先】岩手県知事、保健福祉部長、総務部長 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 県は医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については2016年8月より現物給付を導入する方針ですが、その他の助成制度対象者は償還払いのままです。 償還払いは、医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では秋田県や山形県は全ての制度で現物給付を導入しています。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要です。 以上の点から、県におかれましては、県民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう求めます。 記 １　県は医療費助成制度の給付方法について全て現物給付として下さい。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金 ケ 崎 町	【議決年月日】平成 27 年６月 10 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農業・農協改革に関する意見書 政府は、2014 年 6 月 24 日、「規制改革会議答申」を受け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のために農協・農業委員会等に関する改革の推進を提起しています。 いま提起されている「農業改革」は、農業生産法人による農地の集積・集約化、新規参入の促進、農業生産法人要件の緩和等、農業を企業のもうけの場に解放するために、障害となる農業委員会や農協を解体しようというものです。 そして、いのちの源である食糧生産を担う農業が縮小し、食の安全・安定供給や農業の持つ多面的機能を失い、地域を支える生業や雇用を奪うことになります。 農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を奪うことになります。 また、農協のあり方に政治が介入することは、ＩＣＡ（国際協同組合同盟）も批判しているように、協同組合原則を否定するものであります。 政府が進めようとしている農協中央会の新たな組織への改編、連合会の株式会社化、単協から信用事業を奪うことは、総合事業を通して地域のインフラを提供し、地域経済を支えている農協事業の役割を否定するもので、地域と雇用の崩壊をもたらします。 国連は、2014 年を「国際家族農業年」とし、食糧危機の解決と食糧主権確立のための持続可能な農業のあり方として、家族農業経営の普及を呼びかけました。安全な食料の安定供給や環境保全、人の住める地域を守るためにも、家族農業経営を守り育て、それを支える農協や農業委員会の機能を強化することこそ必要です。 よって国においては、以下の事項について対策を講じるよう強く求めます。 記 １　食料自給率の向上を目指すこと。 ２　協同組合の自主性を守り、農協の株式会社化等への組織改編、独占禁止法の適用除外等を含め、強制的に法律で押し付けないこと。 ３　「農協改革」は、地域経済やインフラを破壊し、農協労働者はじめ地域の雇用を奪うものであり、中止すること。 ４　農業委員の公選制を維持し、農業委員会の機能を充実させること。 ５　所有方式による企業の農業参入など、農地制度の改定は見直すこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
九　戸　村	【議決年月日】平成 27 年 7 月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣 【件　　　名】国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃案を求める意見書 政府は、第１８９国会に「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の２法案を提出した。 国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は、集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など１０法案を一括したものである。 いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきである。 政府は、長年にわたって「憲法第９条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。 今国会で審議されている２法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、とうてい認めることはできない。 日本国憲法第９条は、国際紛争を解決する手段として、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄することを宣言した。 戦後７０年の節目にあたり、日本国憲法の先進的な意義こそを真摯にかみ締めるべきである。 よって、政府においては、以下の事項を実現するよう強く求める。 記 国際平和支援法、平和安全法制整備法を廃案にすること 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。